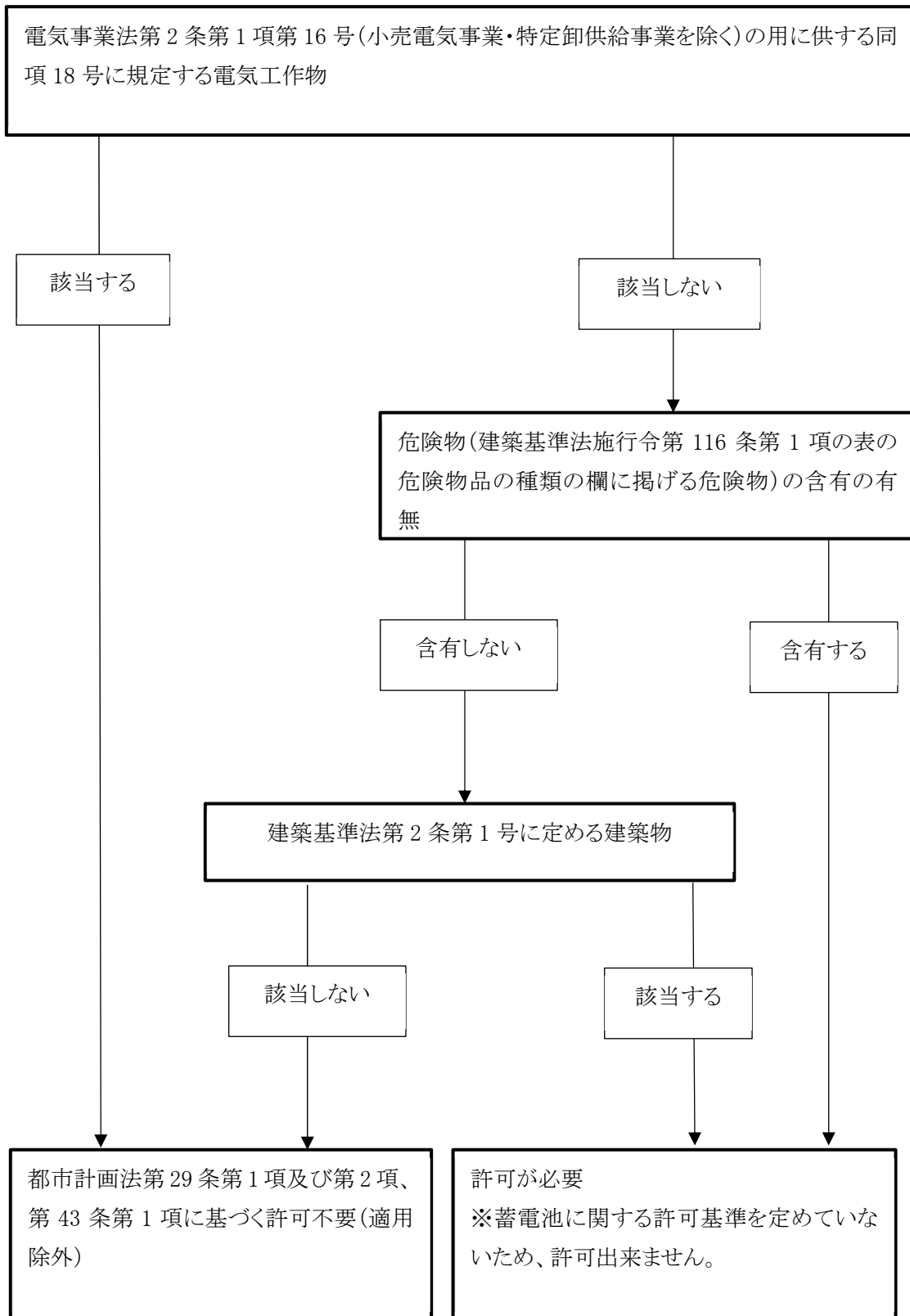


系統用蓄電池の取扱いについて



電気事業法 第2条（定義）

第16号 電気事業	小売り電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業発電事業及び特定卸供給事業
第18号 電気工作物	発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機会、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置させるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

都市計画法第4条第11項

コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」いう。）
--

都市計画法施行令第1条第1項

第3号	危険物（建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物品の種類に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（…電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同行第18号に規定する電気工作物に該当するものを除く。）
------------	--

建築基準法の取扱い（技術的助言）

土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。ただし、複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする。

建築基準法施行令 第116号第1項の表の危険物品の種類

火薬類	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬 ・爆弾 ・工業雷管及び電気雷管 ・信号雷管 ・実包 ・空包 ・信管及び火管 ・導爆線 ・導火線 電気導火線 ・信号炎管及び信号火箭 ・煙火 ・その他火薬又は爆薬を使用した火工品 	
消防法第2条第7項に規定する危険物	右記の物品の内、酸化性固体であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素酸塩類 ・火塩素酸塩類 ・無機化酸化物 ・亜塩素酸塩類 ・臭素酸塩類 ・硝酸塩類 ・ よう素酸塩類 ・過マンガン酸塩類 ・重クロム
	右記の物品の内、可燃性固体であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・硫化りん ・赤りん ・硫黄 ・鉄粉 ・金属粉 ・マグネシウム ・引火性固体
	右記の物品の内、自然発火性物質又は禁水性物質であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・カリウム ・ナトリウム ・アルキルアルミニウム ・アルキルリチウム ・黄りん ・アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く）及びアルカリ土類金属 ・有機金属化合物（アルキルアルミニウムを除く） ・金属の水素化合物 ・金属のりん化合物 ・カルシウム又はアルミニウムの炭化物
	右記の物品の内、引火性液体であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊引火物 ・第一石油類 ・アルコール類 ・第二石油類 ・第三石油類 ・第四石油類 ・ 動植物油類
	右記の物品の内、自己反応性であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・有機過酸化物 ・硝酸エステル類 ・ニトロ化合物 ・ニトロソ化合物 ・アゾ化合物 ・ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ・ヒドロキシルアミン ・ヒドロキシルアミン塩類
	右記の物品の内、酸化性液体であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・過塩素酸 ・過酸化水素 ・硝酸
マッチ		
可燃性ガス		
圧縮ガス		
液化ガス		